

令和5年 第3回浅口市農業委員会議事録

令和5年2月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	欠
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	欠	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農用地利用集積計画について

日程第4 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年3月15日（水））

開会（午後1時31分）

議長 それでは、お集まりをいただきありがとうございます。

暖くなるかなと思ったら、今話が出たんですが、また急に寒くなりまして、体にお気をつけいただきたいと思います。また、花粉症の方は、今年は岡山県は2倍から1.5倍の花粉量が飛散するだろうと言われておりますので、花粉症の方、ぜひお気をつけいただきたいと思います。

それでは、これより令和5年第3回浅口市農業委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は11名で定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議で委員からの補足説明は座ったまま行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において9番虫明委員、11番渡邊委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

502番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。

議案第6号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年2月15日提出。

番号502-1、鴨方町六条院西、畑、140平米。同じく2、鴨方町六条院西、畑、279平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 次に、私から補足説明を行います。

位置図は、1、2ページであります。

502番の1と2は、鴨方のインター、2号線バイパスの鴨方インターができるところから南東に約150メートルのところに位置します。譲受人は、502の1のすぐ南に住んでおり、前から管理したものを譲り受けるものであります。よろしくご審

議いただきたいと思います。
ただいま説明いたしました。
質疑はありませんか。

委員
なし声

議長
質疑なしと認めます。
それでは、502番の件についてご異議ありませんか。

委員
異議なし声

議長
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、503番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局
失礼します。番号503、鴨方町六条院西、田、271平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
なお、譲受人の住所地は〇〇〇〇となっておりますが、〇〇〇〇の家が処分出来次第、〇〇〇〇の実家のほうへ戻られるそうです。現在でございますが、〇〇〇〇の親戚の家と実家を行き来し、ほぼ半々で生活されているとのことで、通作には支障ないものと考えられます。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられますので、よろしくお願いたします。

議長
それでは、これも同じく私の担当ですので、ご説明をいたします。
位置図は、同じく1、2ページであります。
502番と同じく、譲受人は、その土地のすぐ北に住むようになっており、その前の土地を管理したいということで譲り受けたものであります。よろしくご審議のほどお願いたします。
ただいま説明いたしました。
質疑はありませんか。

委員
なし声

議長
質疑なしと認めます。
それでは、503番の件についてご異議ありませんか。

委員
異議なし声

議長
異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、議案第7号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局
501番の件について、事務局の説明を求めます。
失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。
議案第7号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年2月15日提出。
番号501、金光町占見新田、畑、811平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇です。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よ

ろしくお願いいたします。

議 長 次に、1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番大橋です。

場所は、先月通路のあれで説明して、県道寄りのすぐ、ほかも医院のすぐ東側になります。それで、別に申請は出されるということで、何も問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

質 疑 は あり ませ んか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、501番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続 ぎ ま し て、505番の件について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 失礼します。番号505-1、鴨方町六条院中、田、693平米。同じく2ほかといたしまして、畑3筆、747.12平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場及び露天資材置場で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議 長 これも私の担当地区ですので、ご説明をさせていただきます。

位置図は、5、6ページ。「6」、「5」と逆に番号が打ってますからお気をつけ願いたいと思いますが、「5」、「6」ページです。

505番の番号の土地は、二子池という生石地区にあります二子池と鳩ヶ丘団地の間に位置します。③の番号のところの宅地は空き家で、③の番号のところの近くに建物が図面にあると思いますが、これは空き家になっており、その周りの土地は譲渡し人の土地であります。現在放棄地になっておりまして、非常に荒れております。また、その古い建物を使って商売をすると、喫茶店ですか、そういう感じのものにして、その周りに資材、例えば灯籠とかそういうものがありますので、その灯籠等を片づける土地、また駐車場にしたいということでもあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

ただいま説明をいたしました。

質 疑 は あり ませ んか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、505番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続 ぎ ま し て、506番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号506-1、鴨方町六条院中、畑、428平米。同じく2ほかといたしまして、畑7筆、1, 339平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は露天資材置場で、施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 それでは、私から同じく補足説明をさせていただきます。
ただいま505番の件で説明をいたしましたが、それと同じであります。その関連土地でありまして、資材置場といいますか、庭にある石とかそういうものを移動して置きたいということでもあります。よろしくご審議のほどお願いいたします。
ただいま説明いたしました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、506番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
議案第8号農用地利用集積計画についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。
議案第8号農用地利用集積計画につきまして。令和5年2月15日提出。
それでは、説明いたします。
番号47番から51番の5件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は4名、農地は5筆です。更新が2筆、新規が3筆であり、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年以上6年未満が4筆、10年以上が1筆の以上となります。
次に、5ページへ移ります。
1の(1)地目別設定面積につきまして、田3,993平方メートル、畑ゼロ平方メートル、計3,993平方メートルです。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。
それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定いたします。

事務局

日程第4、その他に移ります。

事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

①農地法第3条の許可基準の変更について

②3月分の活動記録について

③農業委員会について

委員

④農地パトロールと意向調査の結果について

議長

ないようでしたら、これで閉会としたいと思います。

ご苦労さまでした。

閉会（午後1時55分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年2月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩